

貯蓄貯金規定 新旧対照表

新	旧	備考	差異
			(省略)
2. (証券類の受入れ)	2. (証券類の受入れ)		
(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。	(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、 <u>配当金領収証</u> その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。		<u>削除</u>
			(省略)

附 則

(実施日)

この規定は、令和8年10月1日から実施する。